

<No9 : 基準点測量>

公共測量の2級基準点測量において、電子基準点A、Bを既知点とし、新点CにGNSS測量機を設置して観測を行った後、セミ・ダイナミック補正を適用して元期における新点CのY座標値を求めたい。基線解析で得た基線ベクトルに測定誤差は含まれないものとし、基線ACから点CのY座標値を求めることとする。

元期における電子基準点AのY座標値、観測された電子基準点Aから新点Cまでの基線ベクトルのY成分、観測時点で使用するべき地殻変動補正パラメータから求めた各点の補正量がそれぞれ表9-1、9-2、9-3のとおり与えられるとき、元期における新点CのY座標値は幾らか。最も近いものを次の中から選べ。

ただし、座標値は平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）における値で、点A、CのX座標値及び楕円体高は同一とする。

また、地殻変動補正パラメータから求めたX方向および楕円体高の補正量は考慮しないものとする。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。

表 9-1

名称	元基におけるY座標値
電子基準点A	0.000m

表 9-2

基線	基線ベクトルのY成分
A → C	+15,000.040m

表 9-3

名称	地殻変動パラメータから求めたY方向の補正量 (元基 → 今期)
電子基準点A	-0.030m
新点C	0.030m

1. 14, 999.980m
2. 15, 000.010m
3. 15, 000.040m
4. 15, 000.070m
5. 15, 000.100m